

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第19回会議（平成23年10月11日開催）議事要旨

第1 議題

最終的な取りまとめに向けた議論

第2 概要

1 事務局説明

事務局から、法制審議会特別部会の動向及び警察における取調べの実情について説明した。

2 検討（ が委員からの御意見、 が関連意見）

これまでの研究会の議論を踏まえ、最終的な取りまとめに向けた議論が行われた。概要は以下のとおり。

従来行われてきた取調べを積極的に評価するのか、消極的に評価するのかについて、まず議論が必要。刑事司法制度は、人の人生を左右するものであり、制度自体に道徳的なもの、善なるものがなくてはならない。否認する被疑者は、罪に向き合い、反省することで初めて自白する。英米型の刑事司法制度のように、裁判で有罪にしさえすればいいという血の通っていない制度より、被疑者に反省させ、改善更生を促す日本型の制度の方が優れている。他方、今の刑事司法制度で対応できない犯罪に対しては、新たな捜査手法が必要。

この研究会は、可視化をする前提で始まっている。繰り返し述べてきたように、全過程の可視化によって、病理現象を減らすことが必要である。可視化が導入されれば、相対的に取調べの機能が低下することはあるかもしれないが、大幅に減少することはない。また、可視化は捜査官側にもメリットがあるという意見があるように、その影響は両義的なものである。

どのように治安を維持するかが議論のベースであるべき。可視化でえん罪が完全に防止できるという意見には疑問がある。可視化をしている諸外国の刑事司法制度が日本より優れているなら見習うべきであるが、そうではない。また、可視化によって損なわれた取調べの機能を捜査手法で代替できるかについても疑問がある。

今までに取調べが果たしてきた実体的真実の発見と適正な刑罰権の実現による良好な社会治安の維持という役割を無視して、病理現象のみを殊更に強調して全面可視化すれば、「角を矯めて牛を殺す」ことになる。

日本の取調べが治安維持に貢献してきたことは事実ではあるが、制度疲労しているのも事実。取調べの機能を見直して、客観的な事実の裏付けによって、被害者等が期待する真相の解明をするべき。

検察と警察の取調べは異なる。警察の捜査は「生き物」である。現場は全面可視化されては困ると叫んでいる。えん罪を引き起こす一番の問題は、捜査指揮の問題である。また、取調べは、被疑者の心を開かせ、再犯をなくすとともに、動機を解明することで、社会的にも犯罪の予防、防止に役立つ。えん罪を防ぐためには、捜査手法の高度化を積極的に推進すべき。

国民は、自白がないまま他の証拠のみに基づいて推論して、有罪を導くことには慣れておらず、被疑者の自白によって判断することを望んでいるのではないか。そう考えると、取調べの基本的な機能は、他の手法では代替できないものであり、維持するべき。可視化はその機能が阻害されない限度において実施すべき。

可視化は価値中立的なものである。密室の取調べでなければ治安が維持できないとの主張は理解できない。取調べの真相解明機能は否定しないが、まず情報収集であるべきであり、あるがままの記録を加工せずに、そのまま残すべきである。また、取調べに改善更生機能まで求めるべきではない。

録音・録画により、取調べの真相解明機能が低下するのは経験上明らか。また、取調べによって、様々な事実を明らかにすることで初めて、幅広い法定刑の下で適切な量刑判断ができる。取調べの改善更生機能をなくせというのは議論として乱暴すぎる。

録音・録画は公開の場で取調べを行うのと同じ心理的影響を与える。それを嫌がって取調べを拒否する被疑者がいることを認識すべき。

録音・録画物が公判で再生されるのはレアケースであり、録音・録画は即ち「公開」ではない。

数の問題ではない。絶対公開はしないという制度でなければ意味がない。

インカメラ審理により、プライバシーの保護などは図れるのではないか。

現行法上、証拠開示段階と公判再生段階で既に二つの段階のブロックがある。

原則「全過程」の録音・録画とし、一部例外を設ける制度はあり得る。

録音・録画によって取調べに支障が生じる場合には、その限度で、録音・録画に代えて弁護人の立会いを認めてはどうか。

今から弁護人の立会いについての議論を始めて、結論を得ることは困難ではないか。

録音・録画は、えん罪を防止するために重要なツール。弊害として信頼関係が構築できなくなるという意見があるが、それは実証されていない。検察のように全過程の可視化を試行して検証すべき。

信頼関係の構築は、捜査員個人の資質の問題であり、伝承されるものではないのではないか。そもそも、取調べ官と被疑者との間に信頼関係ができるということに違和感がある。

可視化によって、殴ったり蹴ったりするなどの明白な違法・不当な取調べによる虚偽自白の抑止になると思われるが、任意になされる虚偽自白は防止できない。可視化は限定した効果しかなく、他方、その副作用を考えると全面可視化には反対。

虚偽自白を防ぐ蓋然性は高い上、検証可能性が全面的に増す。

可視化を推進すべきとする人とそうでない人は、それぞれ極端なケースを想定して議論しているから議論がかみ合わない。日本の取調べは、プラス・マイナス両方あるが、全体として、国際的に見ても、それほどマイナスばかりが多いとは思わない。取調べのプラスの要素を最大にして、マイナスの要素を最小にとどめるにはどうするかを考えるべき。また、「真相解明」は、「えん罪防止」をも当然に含んでおり、適切な取調べはえん罪防止にも役立つことを認識すべき。

我が国の刑事司法制度にとって一番よい解決策は何かについて、次回以降議論したい。

第3 次回会議について

次回は11月8日(火)に行う。

以 上